

つくば市認定地域クラブの認定に関する要項

(趣旨)

第1条 つくば市は、学校部活動の地域展開を推進する上で、全ての中学生が希望に応じてスポーツ・芸術文化活動に参加できるよう、中学生を対象とした定期的な活動を提供する地域団体等(以下「地域クラブ」という。)のうち、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、活動機会を広く提供することを目的とした地域クラブを認定する。本要項では、地域クラブの認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要項に基づき認定した地域クラブについては、つくば市認定地域クラブ(以下「認定地域クラブ」という。)と呼称する。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 つくば市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、次条に規定する要件を満たす地域クラブに対し、認定資格を付与することをいう。
- (2) 児童生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (3) 会員 地域クラブに所属する児童生徒をいう。

(認定要件)

第3条 認定の対象となる地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たす地域クラブとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合にはこの限りではない。

- (1) 活動拠点が原則としてつくば市内であること。
- (2) 会員の加入に当たっては、スカウトや選抜等を行わないこと。
- (3) 次の内容を含む規約、会則等を作成・公表していること。
 - ・緊急時の連絡体制に関すること。
 - ・活動日数及び活動時間に関すること。
- (4) 会員に対して週2日以上の休養日を設定し、心身の成長に配慮した活動時間とすること。また、会員の出欠状況を管理する体制があること。
- (5) 年間の活動計画、活動実績について、一般に公開していること。
- (6) 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- (7) 会員のうち、1人以上がつくば市立の中学校又は義務教育学校後期課程の生徒であり、運営者又は指導者として成人が2人以上在籍していること。
- (8) 指導者及び活動に関わる全ての者に対して、自身の怪我等を補償する保

険や個人賠償責任保険に加入させていること。

- (9) 運営者及び指導者が、市が指定する講習を毎年度受講すること。
- (10) 全ての運営者及び指導者が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であり、自らこうした行為を行わないとともに、活動に関わる全ての者のこうした行為も許さないことを理解していること。
- (11) 全ての運営者及び指導者が以下のいずれにも該当しないと誓約すること。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ・暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者。
 - ・過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や、性犯罪歴等があるなど、指導者として不適切な者。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする地域クラブの代表者は、つくば市認定地域クラブ申請書兼誓約書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則(任意様式)
 - (2) 役員・指導者名簿(任意様式、全員の氏名、連絡先が分かるもの)
 - (3) スポーツ保険等に加入している保険証書の写し
 - (4) その他クラブ活動の概要が分かる資料(チラシやホームページ等)
- 2 教育委員会は、活動の内容を審査するため、必要に応じて現地視察や申請団体へのヒアリングを行い、前項の規定する提出資料のほか、必要な資料の提出を求めることができる。

(認定等の通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定する。認定の場合は、つくば市認定地域クラブ認定通知書(様式第2号)を、不認定の場合は、つくば市認定地域クラブ不認定通知書(様式第3号)を申請団体の代表者に交付するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定地域クラブの認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌年度末日までとする。

(認定内容の変更)

第7条 認定地域クラブの代表者は、認定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、速やかにつくば市認定地域クラブ変更届出書（様式第4号）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第8条 認定地域クラブの代表者は、認定を受けた地域クラブを廃止する場合、速やかにつくば市認定地域クラブ活動認定取消申出書（様式第5号）により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 認定地域クラブが、次の各号のいずれかに該当する場合、当該認定を取り消すことができる。教育委員会は、認定を取り消す場合には、つくば市認定地域クラブ認定取消通知書（様式第6号）を当該地域クラブ活動の代表者に交付するものとする。

- (1) 前条の申出書が提出されたとき。
- (2) 第3条に掲げた条件を満たさないことが確認されたとき。
- (3) 活動で利用する施設の管理者が定める利用規則等に違反していることが発覚したとき。
- (4) 活動における安全管理を怠っていると確認されたとき。
- (5) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (6) その他認定を取り消すべき重大な事由が発生したとき。

(個人情報の取り扱い)

第10条 本申請により取得した個人情報は、認定に関する事務に使用するほか、必要に応じて関係するつくば市立小中学校及び義務教育学校に提供することがある。

(事務局)

第11条 本認定に係る事務は、つくば市教育局学び推進課で行う。